

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）

参事官（調査・企画担当）

突発的な災害発生時における避難所及び一時滞在施設の開設状況等の報告について（依頼）

災害発生の際には、避難所の開設状況等に係る調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。

災害発生時においては、内閣府として迅速に避難所の開設状況を把握するとともに、避難所の生活環境の確保に向けた地方公共団体の取り組みを支援しているところです。避難所の開設状況をより迅速に把握するため、これまで「突発的な災害発生時における避難所の開設状況等の報告について（依頼）」（令和 2 年 12 月 25 日付け府政防第 1843 号）により、避難所の開設状況等についてご報告いただくこととしておりましたが、令和 3 年 10 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震の際に、一時滞在施設<sup>※1</sup>が開設されたことを踏まえまして、令和 4 年 4 月 22 日以降、一時滞在施設の開設状況も併せてご報告いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、都道府県におかれては、下記について、管下の市区町村に対して周知していただくとともに、都道府県と市区町村の情報共有が適切になされるようお願いいたします。

## 記

地震や津波、火山の噴火等の突発的な災害が発生し、管下の市区町村において避難所・一時滞在施設（以下「避難所等」という。）を開設した場合には、避難所等の開設状況等について、内閣府からの照会を待たずに、速やかに添付の「避難所・一時滞在施設の開設状況調査票」の様式<sup>※2</sup>により、市区町村から直接以下の調査票回答先のメールアドレスまでご報告いただくよう、市区町村に周知願います。市区町村からの報告については、都道府県にも同送することとするなど、都道府県と市区町村の情報共有にもご配慮願います。

なお、市区町村から直接内閣府にご報告いただくこととしているのは、避難所等が開設されたことをより迅速に把握するためであり、当該災害による避難所等の開設状況等について継続的に調査する際には、従来どおり、報告時間を指定して内閣府から都道府県を通じて照会します（その際は、別の様式を指定して照会します）。

また、風水害や雪害等、気象予報により災害の恐れが把握できる場合には、従来どおり、報告時間を指定して内閣府から都道府県を通じて照会しますので、引き続きご協力願います。

○調査票回答先：[hinanjochosa.d4c@cao.go.jp](mailto:hinanjochosa.d4c@cao.go.jp)

- ※1 一時滞在施設:大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合等において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。
- ※2 調査票の様式は、従前の様式(「突発的な災害発生時における避難所の開設状況等の報告について(依頼)」(令和2年12月25日付け府政防第1843号))から変更しております。
- ※3 電子メールでの報告が困難な場合は、電話で報告いただくことも可能です。なお、通常の電話回線が停止した場合は、国と都道府県をつなぐ中央防災無線(中防電話及中防FAX)、都道府県と市町村をつなぐ防災行政無線を活用し、市区町村から都道府県を経由して、内閣府に報告いただくようお願いいたします。なお、念のため平時に、中央防災無線や防災行政無線の利用環境をご確認ください。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付  
伊藤、内田、真鍋、毛利  
TEL 03-3501-5191(直通)  
中防電話番号 23355  
中防FAX番号 23195

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付  
杉田、広瀬、山越  
TEL 03-3501-5693(直通)  
中防電話番号 23220  
中防FAX番号 23245